

食品安全委員会企画等専門調査会

(第26回) 議事録

1. 日時 平成31年2月4日(月) 14:00~16:19

2. 場所 食品安全委員会中会議室(赤坂パークビル22階)

3. 議事

- (1) 平成30年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について
- (2) 2019年度食品安全委員会運営計画について
- (3) 平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果及び2019年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について
- (4) その他

4. 出席者

(専門委員)

合田座長、有路専門委員、有田専門委員、畝山専門委員、浦郷専門委員、
鬼武専門委員、神村専門委員、亀井専門委員、後藤専門委員、小西専門委員、
坂野専門委員、高岡専門委員、戸部専門委員、長田専門委員、中村専門委員、
春名専門委員、松本専門委員、宮崎専門委員、両澤専門委員、渡邊和久専門委員、
渡邊美幸専門委員、

(専門参考人)

伊藤専門参考人、原田専門参考人、渡邊治雄専門参考人

(食品安全委員会)

佐藤委員長、山本委員、吉田(緑)委員、堀口委員、吉田(充)委員

(事務局)

川島事務局長、小平事務局次長、矢田総務課長、中山評価第一課長、
吉岡評価第二課長、箆島情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、
渡辺リスクコミュニケーション官、橘評価調整官

5. 配布資料

資料1-1 平成30年度「自ら評価」案件の決定までのフロー

- 資料 1 - 2 企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方
- 資料 1 - 3 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項
- 資料 1 - 4 平成30年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について（案）
- 資料 2 2019年度食品安全委員会運営計画新旧対照表（案）
- 資料 3 - 1 平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果報告書（案）
- 資料 3 - 2 2019年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（案）

6. 議事内容

○合田座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第26回「企画等専門調査会」を開催したいと思います。

本日は、21人の専門委員、3人の専門参考人が御出席です。食品安全委員会からも5名の委員が御出席となっております。なお、本日は2名の専門委員が御欠席でございます。

それでは、まず、事務局から資料の確認をお願いします。

○矢田総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は7点で、資料番号があるのは7つあるのですけれども、まとめて綴じてあったりしますので、私の方から順次確認をさせていただければと思います。

初めに、議事次第と名簿と座席表がございます。

その下に資料番号が振ってあるものがございますが、まず最初に、右肩に資料1-1と書いてあります「平成30年度『自ら評価』案件の決定までのフロー」でございます。この中に資料1-1から1-4までと、資料1-参考1を綴じてございます。

その次に、A3の横長の紙で、資料1-参考2という本日御審議いただく食品健康影響評価の案件候補についてまとめた資料がございます。

続きまして、資料2といたしまして、A3の横で「2019年度食品安全委員会運営計画新旧対照表（案）」がございます。

その下に、食品安全委員会運営計画の別紙1から別紙5までと、資料2-参考1としまして、来年度の予算と組織定員要求の結果についての1枚紙を綴じたものがございます。

その次に、資料2-参考2というリスクミ関係のパワーポイントの資料がございます。

続きまして、同じくA4で資料3-1と右肩にあります「平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果報告書（案）」と、その下に1枚紙で資料3-2といたしまして「2019年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（案）」、以上でございます。

資料の不足等がありましたら、お申し付けいただきますようお願いいたします。

○合田座長 皆様、よろしいですか。資料は大丈夫ですか。

それでは、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果をお願いします。

○矢田総務課長 事務局におきまして、平成29年11月29日の企画等専門調査会の資料1-3、それから、平成30年11月21日の企画等専門調査会の参考資料を確認しましたところ、委員会決定に規定する事項に該当する専門委員はいらっしゃいません。

○合田座長 御提出いただきました確認書について相違はなく、ただいまの事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

では、特に御異議がないようですので、今日の議題に入らせていただきます。

議事、まず1項目が、平成30年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定でございます。

昨年11月の第25回企画等専門調査会では、メチル水銀とアニサキス、魚・魚加工品中のヒスタミンについて、更に検討することとされました。もう一つ、ダイオキシンについては、今後取扱いをどうするかということも検討することになりました。本日は、これらのものにつきまして案件候補の選定に移ります。前回の調査会で継続審議となった3件についての説明を聴取した上で御議論いただき、食品安全委員会に報告する案件を決定したいと考えております。

それでは、事務局は御説明をよろしくをお願いします。

○箆島情報・勧告広報課長 情報・勧告広報課長の箆島でございます。

資料1に基づきまして、御説明いたします。

中心に御説明させていただきますのは資料1-4でございますが、資料1-1、1-2、1-3につきまして、前回のおさらいということで御説明をさせていただきます。

まず、お手元の資料をとじた1-1をお願いします。1-1につきましては、平成30年度の「自ら評価」案件の決定までのフローでございます。ちょうど真ん中の「第26回企画等専門調査会における審議（第2回絞込み）」というものが今回です。左側には29年度の日程を示させていただいております。今日の第2回で何を御議論いただくかといいますと、絞り込まれた案件候補について、それぞれ取扱いを決定していただきます。つまり、①「自ら評価」案件候補として、あるいは②ファクトシート作成案件候補として、また、③積極的に情報収集、情報提供等を行う案件候補として、あるいは④情報収集を行う案件候補として、分類分けといいたいでしょうか、位置付けの決定をしていただくこととなります。

その下の矢印を見ていただきますと、その結果を食品安全委員会に報告し、それぞれの取扱いが最終決定されまして、「自ら評価」候補案件とされた場合は、意見・情報の募集の流れに入っていくというものでございます。

1枚おめくりいただきまして、資料1-2でございます。ここも既にお示ししているところでございますが、企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定についてでございます。案件候補の選定基準は、真ん中ちょっと上の2つです。これに関しまして、その案件候補の選定基準の上2行でございますが、当該選定に当たっては、国民の評価ニーズ、科学的知見の充足状況にも配慮しつつ御審議、御決定いただくものでございます。

1枚おめくりいただきまして、資料1-3でございます。食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項で、下の3を見ていただきますと、(1)から(6)というものがございます。これらに基づきまして、前回の企画等専門調査会に御提出しました資料3-6という表を作成しています。

今回、資料1-参考2というA3横の表がございましたけれども、これは前回提出させていただいたものに、少し書き方を変えたり文章を足したりしているものでございます。

元に戻っていただきまして、今度は資料1-4でございます。平成30年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補についてということで、前回、第25回企画等専門調査会での審議結果をまとめたものになります。座長からお話がありましたように、メチル水銀、アニサキス、魚・魚加工品中のヒスタミンにつきまして、今回の企画等専門調査会で具体的に御審議いただくと整理されています。

また、下から3番目でございますけれども、ダイオキシンのTDIの改訂に関する評価ということでは、「自ら評価」の対象候補とはしないものの、効果的な情報提供について要検討と整理されたものでございます。

このダイオキシンでございますけれども、前回の企画等専門調査会での御指摘を踏まえまして、事務局におきまして情報提供の状況を確認しましたところ、御報告しておりますように、ファクトシートは確かに作成しておりませんが、ダイオキシンについてハザード概要シートというものを作成して、食品安全委員会のウェブ上で公開しております。しかしながら、この概要シートは平成22年に作成したものですし、新たな知見や情報が出ているということも考えられます他、昨年11月にEFSAがTWIについて検討して数値の見直しを行ったのではないかという話もありますので、事務局としましては、引き続き情報収集・提供していくこととさせていただきたいと考えております。

続きまして、今回御審議いただきますメチル水銀、アニサキス、ヒスタミンにつきまして御説明致します。

まず、参考資料1ですが、これは、前回の企画等専門調査会でのコメントをまとめております。参考資料2につきましては、前回提出の資料に若干の加筆を行っているものでございますので、事務局としてこの3つの案件についてどのように考えているかを御説明致しまして、御審議をお願いできればと考えております。そういう意味では、事務局の考え方を御説明いたしますので、その際に参考資料1と参考資料2を御参照いただければと考えております。

まず、メチル水銀でございます。メチル水銀につきましては、仮に評価を行うと考えた場合、提案者からも御指摘いただいておりますように、離乳期の幼児のメチル水銀のばく露量を把握し、更に当該集団の低用量ばく露における健康影響に関するものを含めまして、平成17年の評価以降の新たな知見を収集する必要があるのではないかと考えております。その関係は参考2に、記載があります。

また、現行の評価はリスク管理機関、これは厚生労働省になりますけれども、ここからの諮問を受けて平成17年に実施しておりますので、今後の対応につきまして、厚生労働省に確認しましたところ、現時点ではこのリスク管理措置を見直す予定にはなく、今後、海外の管理措置や文献等の調査を継続し、科学的根拠に基づいて必要に応じて対応を検討していきたいという回答があったところでございます。

さらに、ばく露の実態でございますけれども、平成28年度に環境省により実施されました食事由来のメチル水銀摂取量の調査では、中央値が $0.3 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週になるかと思いますが、食品安全委員会が設定した耐容週間摂取量が $2 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週でございますので、これを大きく下回っており、また、現状、健康被害についての報告はないということも勘案する必要があると思っております。

これらのことから、リスク管理機関の考え方や対応を注視しつつも、当分の間、知見や情報の収集を行うこととしてはどうかというのが事務局の考え方でございます。これがメチル水銀関係でございます。

続きまして、アニサキスについて、事務局がどのように考えているかを御説明申し上げます。アニサキスにつきましては、資料1－参考1の(2)アニサキスの最初の○にもございますけれども、前回の企画等専門調査会の審議におきまして、リスクがどのような状況で、どのように分布しているかについて分析する必要があるのではないかつまり、リスクの所在についての御意見等をいただいたところでございます。事務局としまして、この点についての知見が不足していること等から、直ちに評価を行うのは難しいのではないかと考えています。しかしながら、食中毒の発生件数は多く、消費者の関心も高いと認識しております。この、食中毒原因微生物につきまして、評価指針を食品安全委員会として作成し、それに基づいて評価に取り組んでいます。その際、対象としたハザードについて優先順位を設けて、この指針に乗っ取って検討が行われてきています。

この評価指針に基づく検討に関しまして、検討の結果、評価には至らなかった案件についても、収集した知見を科学的に分析したリスクプロファイルというのを作成し、広く情報提供を行っております。アニサキスにおきましても、もし評価が難しいということになった場合には、このような形で、情報提供を行うことができるのではないかと考えているところでございます。

これらを踏まえますと、手続的な面もあるかもしれませんが、企画等専門調査会におきましては、「自ら評価」の対象候補とはなり得るが、評価に必要なと考えられる知見が不足している状況であるとしまして、食品安全委員会にお諮りいただくということではい

かがかと考えているところでございます。つまり、食品安全委員会に判断を仰ぐ形としまして、評価指針に基づく検討を進めるということをお諮りいただけないかということでございます。それがアニサキスでございます。

3件目、ヒスタミンでございます。ヒスタミンにつきましては、資料1－参考1にも記載がありますが、前回の企画等専門調査会の審議におきまして、リスクがどこにあるのかについて分析する必要があるのではないかと御意見をいただいております。国際機関におきまして、食品中にどれくらいのヒスタミンが含まれていれば食中毒が発生するかどうか、あるいは無毒性量につきましては既に示されているところでございます。Codexが昨年、管理ガイドラインの原案を採択しておりますけれども、前回の企画等専門調査会でも御指摘があったように、適切なサンプリングプランとそれに基づく管理方法について議論が続いている状況でございます。一方で、日本国内の状況では、小中学校での発生数、患者数が多いという実態がございます。

このヒスタミンでございますけれども、実際にとり得るリスク管理措置も視野に入れながら評価を行うということが、より効果的で意味のある評価になり得ると考えておきまして、汚染実態に関する知見等を集め、リスク管理機関を初めとする関係者に提供していくということがまずは必要ではないかと考えております。

これらのことを踏まえますと、川下での実態を含めまして、リスクの所在などの知見が不足している状況にありますので、また、国際機関での議論も見極めていく必要があると考えられますことから、まずは具体的なリスク管理措置に資するよう知見・情報を集積していくことが大事ではないか、積極的な情報収集及び情報提供を行うということとしてはどうかと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○合田座長 ありがとうございます。

1点だけ質問させていただきます。最初のダイオキシンの件ですけれども、多分、この委員会では絞り込みをする案件について、それぞれ取扱いを決定と資料1－1の真ん中のところに書いてございますね。大まかにいくと、「自ら評価」案件候補として決定をするか、ファクトシート作成案件候補として決定するか、積極的に情報収集、情報提供等を行う案件候補として決定するか、情報収集を行う案件候補として決定するかと、この4段階でどうしますかねということなのだろうと私は理解しているのですけれども、ダイオキシンは、元々情報収集を行うべきではないかというのが前回の議論だったと思います。結論として、ここの上から4番目のそれをもうやりますよと、そういう事務局の意見ということでよろしいですか。

○箆島情報・勧告広報課長 正確に申しますと、今回の専門調査会で御審議いただく案件には当たらないということですので、本来ならば別物なのですけれども、情報収集が必要

だという前回の御指摘もありましたので、それにお応えするというのを御説明申し上げているところでございます。

○合田座長 情報収集するのは変わらないけれども、この委員会の案件ではないというのが事務局の判断だそうです。

皆さん、それでよろしいですか。とりあえず前回もそういう結論にはなったと思いますけれども、それは事務局にやっていただくという話で、食品安全委員会の親委員会にはそういう話を特にこの段階で持っていくわけではないということだと私は理解しておりますけれども、よろしいですか。

では、その次、残りのメチル水銀からヒスタミンまでの3つにいきたいと思います。

まず、メチル水銀ですけれども、メチル水銀は基本的に事務局の案ですと、当分の間、知見と情報の収集を行うと。ですから、この4段階ある中ですと下から2番目か一番下か、その辺のところにあるのだらうと思いますけれども、この点について、皆様、どうでしょうか。どうぞ。

○鬼武専門委員 前回の意見も参考にして、もう一回意見を申し上げたいと思います。

当面の間知見を集めるというのか、この提案をしてきた専門委員の先生は、多分、この資料を見る限りでは、乳児なりその辺のことについて再評価を早くした方がいいのではないかという御提案だと理解しております、その辺のさじ加減をどうするかが、私も全体としてこの企画等専門調査会で議論が必要ではないでしょうか。本当に単に情報収集でいいのか、それともいわゆる脆弱性のあるグループについて再評価のため積極的に知見を集めるのかという、そのどちらかになるというふうに結論として考えています。

前回、私も2005年の食品安全委員会の報告書の結論部分をもう一回見返したところ、そのときはかなり踏み込んで、胎児はメチル水銀の暴露に最も影響を受けやすいと考えられ、胎児をハイリスクグループとするのが適当であると判断されたということで、そのうえで胎児とその元にあるお母さんの方の注意喚起ということで評価されていたこと、一方、乳児と小児については現時点で得られている知見では、暴露量が乳児では低下し、小児では成人と同じようにメチル水銀が適切に排泄され、脳への作用も成人の場合と類似しているということで、したがって、ハイリスクグループは胎児と考えるのが妥当であるという報告書になっていました。これは魚を食べるリスクとベネフィットも含めて、その時点としては非常に優れた評価になっているのではないかと考えています。

再度、その後、2010年にも同じようにFAO/WHO専門家会議におきましても、魚を食べることによるリスクと、それにEPAとかDHAとか脂肪酸ということでいろいろなベネフィットのことも議論されていますから、本件については、本当に乳児と小児のところまで対象をもう一度、2005年以降の資料を基に再評価なりをしてみるのか、今度はその結果に基づいてハイリスクグループについての適切な情報、メッセージが必要なのか検討がヒト用であり、

その辺の議論になると思います。

ただ、難しいのは、前回、もう一度食品安全委員会の資料を読み返していたら、やはりベネフィットの方も含めて胎児のことだけに限定していますので、乳児、幼児のところを含めてハイリスクグループとなると、今度、魚を食べるということでのベネフィットの点も議論になろうかと思っておりますので、そこは私はどうしたらいいかというか、暴露量がどれかというのがそれ以降変わっているのであれば、やはり乳児と小児のところを見直す必要があるのではないかと考えている次第です。ちょっと繰り返しになりますが、今述べた論点が意見であります。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

何かありますか。

中山さん。

○中山評価第一課長 まず、食品安全委員会における評価においては、今、委員から御指摘があったとおりで、平成17年、2005年当時ですけれども、基本的には乳児、小児の知見も含めて検討して、最終的にはハイリスクグループを胎児としたという評価であるというのは、今、おっしゃっていただいたとおりだと思います。

乳児と小児をハイリスクグループとしなかった理由というの、例えば乳児だと、母親の血液中のメチル水銀が母乳にはほとんど移行しないという知見とか、あるいは小児においても、一定の科学的知見に基づいてそういった評価を当時したということです。

その後、国際機関のJECFAにおいても評価がされていますけれども、明確な形で子供への影響の評価はされていないという状況が続いていると言っているのではないかと思います。

最近御指摘のあったCodexのメチル水銀の規格における注釈において言及されたことというのは、基本的には摂食勧告をするという範囲の中で、保守的なリスク管理という観点からのものと我々は理解しているという状況です。

委員から御指摘いただいたとおり、乳児、小児の暴露量という観点で当時と変わりはないのかと言われると、そういった知見は今のところないと言わざるを得ないという状況です。そういったことはどうするのかということも含め、情報収集という全体の中でいろいろ検討していかなければならないことかなと考えています。

以上です。

○合田座長 新しい科学的な知見が特別に積み重なっているという状態ではないので、単純にすぐに何か評価をするとかいう時期的なタイミングではないだろうと思っておりますけれども、ただ、前回の議論のときに、例えば、お母さんが最近、回転寿司にお子さんを連れて

いって、それで云々とかいうような議論が出ていましたね。ですから、基本的にはそういうことに対してリスクがありますよという情報発信をどうするかというのは、食品安全委員会が考える話なのかもしれないと思います。

ただ、基本的に新たに「自ら評価」する案件で再評価していくというのですか。そのようなことをする段階ではないということだと思いますけれども、皆さん、そういう方向性でよろしいですか。

どうぞ。

○小西専門委員 小西でございます。

その点で言うと、Codexの付記にあるような形で、妊娠適齢期の女性と若い子供を対象に、最大基準値を補足する形でのアドバイスを行うことが望まれるということなのだと思います。気になってますのは、評価対象から乳児、幼児を外したというのはわかるのですが、できればそのような注意喚起が、厚労省が定めている授乳・離乳の支援ガイドだとか、離乳食の指針だとか、それらの情報発信のところに注意喚起の形、あるいは魚食のメリットとリスクといった情報を両論併記しているようなリスクコミュニケーションを進めることが望まれるのではないかと感じております。

○合田座長 この案件は元々は厚労省からの諮問を受けて評価しているという立ち位置ですね。だから、それに対してどういう形で食品安全委員会に返すかというのは、今みたいな返し方もあるのかもしれないですが、それを実際上どういう形でやるかどうかというのは、私自身はわかりませんが、事務局、そういう話はどうですか。

○箴島情報・勧告広報課長 情報・勧告広報課長でございます。

基本は諮問に対して評価で返す形になってますし、これに加えて「自ら評価」という形で私どもから通知し、リスク管理措置を講じていただく形なのですが、それ以外のものとしてどこまでできるかについては、今まで想定されたものではないものですから、検討させていただきませんとここで即答するにはちょっと厳しい部分があると思います。

ただし、情報発信につきましては、例えば私どもの方でホームページの中で「お母さんになるあなたへ」ということでメチル水銀について情報発信しておりますので、発信する情報を拡充するとか、あるいはFacebookで流す情報を膨らますということは、当然あり得ると思います。

○合田座長 サイエンティフィックベースでやらないといけないので、食品安全委員会がいかがいなことを言えないという、この手の話はそこのせめぎ合いですね。

では、今のような対応は幾らかとれる可能性があるということですね。

○箴島情報・勧告広報課長 情報発信につきましては、余地はございます。

○合田座長 ありがとうございます。

鬼武先生、どうぞ。

○鬼武専門委員 確認なのですけれども、多分、前回は厚労省から食品安全委員会に対して、諮問が来ているので、それに対して一定の情報を集めて科学的、サイエンスベースでの評価・回答で、それを受けてリスク管理側が一定の注意喚起をした。今回の場合は我々食品安全委員会のところが「自ら評価」という案件なので、それを積極的に評価した上で返すという返し方がルール上はあるのですが、向こうにはあまりルール上は、まずその点があるということ。

それから、もう一つは別の観点ですけれども、これは提案者自体が海外の文献で乳児なり小児なりでの問題意識を持って書かれているので、それに対してこの企画等専門調査会の範囲を超えているかもしれない場合は親委員会でもいいですし、企画等専門調査会ではなくて汚染物質部会の方で、この案件についてさらなる評価が今できるのかどうかということを知るのもいいかと私は思っている次第ですけれども、どうですか。それをしないと中途半端に終わるような気がします。それでないと、元専門委員から提起されていることに対する適切な回答にならないと考えます。

○合田座長 事務局、何かありますか。

○中山評価第一課長 今おっしゃっていただいたようなことに対して、食品安全委員会としてどういう対応ができるのかということについて、まだ整理ができ切れていませんので、そこは整理をさせていただきたいとしか、今はちょっとお答えできないかなと思います。

○合田座長 わかりました。

多分、スケジュール的なことを考えると、この後、親委員会がそんなに遠くないタイミングで開かれるという話ですから、今日出していただいた御意見を基に、事務局がどういう対応をできるかということを考えていただいて、最後は座長と調整させていただいて、それに従って先に進むということで、皆さん、どうですか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○合田座長 では、そういう形で進めさせていただきます。

その次です。アニサキスに入りたいと思います。

まず、事務局の考えというのは、基本的にはこれは一番上の「自ら評価」案件候補にはなりそうだけれども、実際的にはもう少し詳しくデータを集めないところまで行かないかもしれない。でも、案件候補の可能性はあるというような事務局の御説明だったと思いますけれども、皆さんはどうでしょうか。

私自身が不勉強なもので聞きたかったのは、アニサキスでアレルギーの話と、そうではなくてアニサキスそのものの話と両方ございますよね。アニサキスアレルギーは、基本的にアニサキス症になった方が起こるというものではないですよ。アニサキスアレルギーは、アニサキスそのものが何らかの形で入っていて、それでアニサキスアレルギーが実際上そこで惹起されてしまっているという場合があるわけですね。それについてまで含めて情報収集をしていくというような立ち位置なのですか。事務局としてそこら辺はどういうお考えですか。

○吉岡評価第二課長 アニサキスを原因といたしますアレルギーにつきましては、抗原が13とか15ぐらいあるという知見も大分出てきておりますけれども、アレルギーに着目をした情報収集というのはここまできちんとできてきておりませんので、それをまずしっかりした上で、専門調査会でしっかり専門委員の方々にリスク評価方針ですとかをよく考えていただいてやるのが妥当ではないかと思っております。

○合田座長 ありがとうございます。

畝山先生、何かありますか。アニサキスアレルギーについて情報をお持ちですか。

○畝山専門委員 いえ。というか、当然たんぱく質なのでアレルギーにはなり得るけれども、どちらかというともれな方なので、特にアニサキスアレルギーにだけ注目する必然性はないかと思えます。もちろん肉とかいろいろなものにアレルギーがあるのは当たり前のので、アレルギーに関しては、その多くの中の一つという形かと思えます。

○合田座長 どうぞ。

○吉岡評価第二課長 専門調査会の方では、これの前にクドアという寄生虫についてリスク評価、「自ら評価」をやっておりまして、こういう寄生虫ですと、例えば容量反応がどうかとか、非常に難しい点もございますので、果たして評価まで持っていけるのか、あるいは知見を集めてリスクプロファイルでとまるのかというところは、ぜひ専門委員の方々の御意見で決めていただくのが妥当かなと考えております。

○合田座長 これは専門調査会に諮るとすると、微生物・ウイルスということでよろしいのですね。アニサキスは微生物・ウイルスなのかなと思えますけれども。

どうぞ。

○吉岡評価第二課長 いずれにいたしましても、一度、親委員会の方にその判断を委ねていただければ幸いです。

○合田座長 鬼武先生、どうぞ。

○鬼武専門委員 多分、情報なりをどこまで集めてやるかというのが大きいと思うのですが、けれども、アニサキスについて、この提案者のところでちょっと気になるのは、真ん中の方に事件数が激増と書いてあるのですね。これが単なる、こういう食中毒統計をとられて毎年積み重ねてきて、たまたま去年、私どもはそうですが魚種でいうとカツオが多かったので、その点で非常にばんと大きくなっているかもしれないし、この辺の事実なり、その辺のところは非常に難しいところが一つ、私はあるような気がしています。

その上で、食品安全委員会がファクトシートを作った中身を見ていますと、1つは、全体的なことを申し上げると、2010年にFAO/WHOが「Multicriteria-based ranking for risk management of food-borne parasites」ということで寄生虫についてのランク付けを報告書でしています。その20ぐらいの寄生虫の中にアニサキスが十何位かにたしか入っていて、そのためには温度管理なり非常な管理が必要だということがありますので、そういうところも含めてもう一度、フォーカスとしてアニサキスを当てるにしても、専門調査会の方でどのような形で寄生虫を日本の中で評価するなりということが一つはポイントとしてあるのではないかと思います。

それから、厚生労働省のホームページを見ていますと、厚生労働科学研究の方ではカツオの生食を原因とするアニサキス中毒については、今、研究が進んでいて、今年度末には報告書が出るということになっているので、どれくらいカツオと、どうしてアニサキスが多かったかという因果関係がどれくらいわかるかはわかりませんが、今年度末にそういうことが出るということ。

さらに、厚生労働省のホームページを見ていますと、アニサキスの食中毒予防のところでは、鮮度管理、目視で確認、冷凍・冷蔵と、それから家庭で調理を酢で締めたり、塩漬、しょうゆとかわさびでアニサキスが死滅する、しないというメッセージがあるくらいなので、この中で見ていると、食品安全委員会がそれ以上にどこまで評価できるのか等課題もあろうかと思われまして。したがって、リスク管理機関のところともう少し連携や情報交換をして取り上げる案件のような気もしています。

以上です。

○合田座長 アニサキスについてほかに皆さん。

どうぞ。

○有路専門委員 事務局から御報告いただいた方針で結構かと思います。ただ、アニサキス自身は水産物で冷凍しないものに関しては、特に天然のものでも一部の養殖でも発生し得るものであって、それによって健康被害が生じるというものに関する段階、発生する流通上のどの段階の管理がどう効くかということもよくわかっていない状況ではありますが、いずれにせよ管理をしなければならないものであることは間違いなくて、評価をしないといけないものであることは間違いないのですけれども、評価がきちりできていて、それが管理の基準にきちり落とされているかというところでもない状況の中では、少なくとも一歩進ませるということは必要なのではないかと思いますので、事務局の方向性はいいのではないかと思います。

○合田座長 ほかに何かございますか。これは基本的に事務局の案ですと、対象候補として残すと。親委員会で判断をしていただくということだと思いますけれども、そういう方向性でよろしいですか。

(「はい」と声あり)

○合田座長 では、そういう形で進めさせていただきます。

3番目のヒスタミンに入りたいと思います。ヒスタミンの場合には、基本的に上から3番目の積極的に情報収集を行うという案件候補として行って、基本的にはこれは実際にリスク自体がどこにあるかというのをまず分析して、それでというのが一つ。それから、先ほど事務局から言われた国際的な動向がどうであるかということもよく調べないと先に進まないのではないかとということがあって、それで積極的な情報収集をするという事務局の案だったと思うのですけれども、皆様、どうですか。

実際には、医薬品ですとGDPで、もの自体がどういう形で最後、末端の方まで行くかということも全部含めた形でコントロールしないと難しいところですね。どのくらいのヒスタミンの濃度があればこうなるかというのがわかっているけれども、その濃度に連動するのが基本的に細菌がついているのかということと、あと温度コントロールをどうするかと、そういうことに直接関係してしまいますよね。

有路先生、どうぞ。

○有路専門委員 こちらも事務局が想定される方向性でいいのではないかと思います。理由にしてみると、国際的な動向もそうですけれども、まず、流通段階におけるリスクがどうなっているのかとか、それに応じてどう管理するべきなのかというのは、そもそも国際的な方向性がまだ定まっていないところもありますし、もう一つは、先ほどのアニサキスの話よりも、更にこちらの方が現状があまりわかっていない。情報収集はかなりし

ないといけませんし、かといって、特に対応しないということではなくて、対応はするのだけでも、最初の段階として情報収集に努めようというのが今の状況では妥当なのかなと思うところです。

ただ、もう一点としましては、恐らくは食品衛生法改正の関係もあっても、HACCPのシステムを導入していくことが決まっていますけれども、そのときの非常に重要な、特に水産加工においては温度管理がHACCPの中では一番重要な要素になると思うので、他省庁との連携が食品安全委員会にとっても必要なことになる、主要課題の一つになるのかなと思いますので、そういうものも踏まえまして、各省庁と連携をしながら情報収集を進めて、しかるべき対応をしていくという方向でいいのではないかと思います。

○合田座長 これはいわゆる物として販売された以降の部分も実は結構、調理になって口に入るまでのところが全部あるから、そういう意味で言うと非常にいろいろなことを見なければいけない案件なのですね。だから、HACCP以降がある課題だとは思いますが、皆さん、よろしいですか。情報収集を積極的にしていく案件としてこの委員会では、

どうぞ。

○吉岡評価第二課長 皆様のお手元に配られておりますA3の資料1－参考2の3枚目、ヒスタミンのところを見ていただきたいのですが、よろしいでしょうか。中ほどに（3）健康被害の発生の状況というところがございます。見ていただきますと、件数は少ないのだけれども、患者数が多いという状況になっています。これをちょっと調べてみますと、右側の（9）備考のところを見ていただきたいのですが、4行目からです。一方、我が国では食中毒統計によると、小中学校での発生数、患者数が多いということでございます。今、まさに座長からお話ございましたように、あるいは有路先生から生産から流通のところまで非常に大事だというお話、そのとおりなのですが、実は国内を見ますと、その後のところでもしかしたら何か取扱いがよくなって起きているという可能性もございますので、そういうところは補足の説明でございまして、もう少し情報収集をして、過去の事件例から原因のところまで行けるかどうかわかりませんが、そういうところももうちょっと丁寧に調べる必要があるかと思っております。

○合田座長 これはたくさん情報収集をして、最終的にファクトシートあたりをつくっていただくような状態が多分一番いいのではないかと思いますけれども、皆さん、それでよろしいですか。

（「はい」と声あり）

○合田座長 では、メチル水銀とアニサキスとヒスタミンについては、今、言ったような

方向性で進めさせていただければと思います。そういう形で親委員会に報告いたしたいと思います。

そうしますと、まだ時間が45分しか経っていませんから、次の案件に進めさせていただいてよろしいですか。

○鬼武専門委員 すみません。1－4で申し訳ないのですけれども、ずっとこの案件候補の審査結果を見ていると、その後「自ら評価」の対象候補としないというのが続いているのですが、最後のマイクロプラスチックは情報収集を行うとなっていて、昨今、私どもとしては昨年ぐらいから環境問題を含めてこの点についての関心が高いというのは事実であります。そういう面では、今、国際的にはまだ食品安全の分野で、まずマイクロプラスチックは国際的に定義がされていないということと、それに基づく分析方法が確定していないので、各研究者なりが個別で定義と分析をしているので、実態的にはある程度海産物、いわゆる二枚貝であったり小魚であったりいろいろな部分で汚染データが出てきているという例示はあるのですけれども、全体的な様子が見えない状況はあると思います。

そういう中で、一つは、前回詳しくは言わなかったのですけれども、国際的な海洋環境保全の科学的事項に関する専門家グループというのができていまして、そこでマイクロプラスチックの人に対する潜在的影響が既にどれぐらいの暴露でということとされているのがありますし、FAOも既に漁業・養殖テクニカルレポートとして610号のところ既にそういう中身が出ていますので、そういう全体像のところを、今でこそ食品分野は少ないのですけれども、文献がいろいろ創設的な文書があるので、それを積極的に事務局に集めてもらって、これも先ほどのほかの案件で情報を集めるのと同じぐらいにやっていただけないかなという思いはあります。少し意見を述べました。

○合田座長 わかりました。

どうぞ。

○箴島情報・勧告広報課長 事務局でございます。

今の御指摘につきましては、私ども、海外の情報を常時ウオッチしておりまして、それを食品安全関係情報という形でデータベースに載せて公開しております。マイクロプラスチックにつきましては定義が定かではない、分析方法をどうするなどの未確定の部分がございすけれども、ドイツのBfRで評価を行っている実態がございまして、そういう情報を今積極的にとっておりますので、引き続きデータベースへの掲載を通じまして、情報を公表していきたいと考えております。

そういう意味では、通常業務ではありますけれども、力点を置いて取り組んでまいりたいと思っております。

○合田座長 ありがとうございます。

よろしいですか。

それでは、次の案件に入りたいと思います。次は、2019年の食品安全委員会の運営計画についてというところに進みたいと思います。

まず、本件につきまして、事務局から御説明をお願いします。

○矢田総務課長 それでは、資料2というA3の横長の紙があるかと思いますが、これに基づいて説明をさせていただきます。関係するものとしたしましては、右上に別紙1と書いてあるスケジュールの束がございます。これは運営計画の各項目の中に別紙1のスケジュールに従ってとか、別紙2のスケジュールに従ってとありますので、その別紙だというふうに御覧いただければと思います。

パワーポイントの資料は、後ほどリスコミの関係で箴島課長から御説明をさせていただきます。

それから、参考3、国際会議への出張予定について、これは計画の中にも入っておりますけれども、別紙で付けさせていただいております。

関係する資料としては以上になりますので、資料としましては、資料2を御覧いただけますでしょうか。左側に平成30年度運営計画ということで、今年度の運営計画が載っております。本日御審議をいただきますのは右側、2019年度運営計画でございます。前年度と変更になる部分につきまして下線を引いておりますので、その下線部を中心に御説明させていただきます。

全体の構造は、今年度、平成30年度と大きく変わっておりません。初めに、第1ということで委員会の運営の重点事項が掲げられております。(1)の事業運営方針は、法律や閣議決定に基づいて進めていくということで、今年度と変わりはありません。

重点事項が分野ごとに並んでおりまして、①食品健康影響評価の着実な実施ということでございます。今年度の計画では、文章でずらずらと書いてありましたが、来年度は少しわかりやすく箇条書きに記載を改めております。主な事項といたしましては、まず、a. といたしまして法改正、昨年6月に食品衛生法が改正されまして、食品用の器具・容器包装についてポジティブリスト制度が導入されたものですから、この器具・容器包装から食品に移る物質につきまして、評価ガイドライン等を取りまとめた上で、順次リスク評価を行っていくということを記載しております。また、農薬取締法の改正に伴って、農薬の再評価制度が導入されましたので、これへの対応も進めていくということで、主として法改正に伴う対応のところをa. という項目で記載しております。

b. のところで、農薬、添加物等の評価ガイドラインの策定等を進めるということで、農薬についての評価ガイドラインの策定、また、添加物については見直しということが予定されておりますので、ガイドラインの策定、見直しの関係をb. として特出ししております。

c. では、新たな評価手法ということで、ベンチマークドーズ法について、研究事業の成果を基に集積された科学的知見を組み込んでガイドラインの策定を進めること。また、*in silico*評価手法を推進するための知見の蓄積を行うということで、新たな評価手法の関係の取り組みをc. という形で特出ししております。

続きまして、②リスクコミュニケーションの戦略的な実施でございますけれども、ここでは特に重点分野と重点対象について記載をしております。重点分野といたしましては、1つがリスクアナリシス及び食品安全の基本的な考え方、2つ目が食中毒ということで、この2つを重点分野として実施していきたいということでございます。また、重点対象といたしまして、学校教育関係者、食品関係事業者との連携強化を図って進めていきたいと考えております。

続きまして、2ページに進んでいただきまして、③研究・調査事業の活用でございます。研究・調査事業につきましては、5年に1度、ロードマップを策定いたしまして、5年間に委員会として推進すべき研究・調査の方向性を示すということをやっております。来年度はロードマップの改定の年に当たりますので、その旨を記載させていただいております。

④といたしましては、海外への情報発信、国際会議等への参画ということでございます。記載の整理をしておりますけれども、特段大きな変更はございません。30年度は新たな協力文書の締結ということで、今年の夏にインドと協力文書の締結を行いましたけれども、来年度は特段、現時点で協力文書の締結の予定はございませんので、その部分だけ記載が落ちております。

2ページの中ほどから委員会の運営全般でございます。特に食品安全委員会の親委員会の関係につきましては、特段変更はございませんので、時点修正のみの記載の変更となっております。

続きまして、3ページの第3、食品健康影響評価の実施でございます。

初めの1のところは、リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件、また、企業からの申請に基づいて行う食品健康影響評価について、それから、農薬のポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について、それぞれ記載がありますが、この部分については変更ございません。

その下の2、評価ガイドライン等の策定のところでございますけれども、今年度策定する主な項目として、先ほどの重点項目のところに出てきておりましたけれども、まずは食品衛生法改正に伴うポジティブリスト制度導入に対応するための評価ガイドラインの策定、それから、農薬についての評価ガイドラインの策定、また、添加物については評価指針の見直し、それから、ベンチマークドーズ法についてガイドラインの策定を進めていく。先ほど重点事項に記載されていた部分がそのままここにも記載をされております。

なお、今年度の計画には、アレルゲンを含む食品について記載がございますけれども、これについては後ほど御説明をさせていただきます。今年度につきましては、アレルゲン

を含む食品に関するワーキンググループで評価ガイドラインの検討を進めるという形で記載をされておりましたが、来年度におきましては、まずは調査・研究事業で蓄積した知見の集積を進めていくという形で、別のところに記載をされております。

めくっていただきまして、4ページ、「自ら評価」の関係でございます。まずは(1)「自ら評価」案件。先ほど1つ目の議題で30年度の案件選定をしていただきましたけれども、来年度につきましても、今年度と同様のスケジュールで「自ら評価」案件の選定等を行っていきたいと考えております。

(2)「自ら評価」の実施ということで、今年度までに選定された「自ら評価」案件の実施についてでございます。鉛につきましては「食品中の鉛の食品健康影響評価」、平成19年度に決定されたものですが、これにつきましては、調査事業等で収集された知見を精査して調査審議を進めていくこととしております。また、平成27年度決定の「アレルギーマテリアルを含む食品」の関係ですが、先ほどもちょっと申し上げましたとおり、評価ガイドラインの検討ということで平成30年度に書いておりましたが、来年度におきましては、調査事業で収集整理した科学的知見を活用して審議を進めていくという形で記載をさせていただきます。

(3)「自ら評価」の情報発信につきましては、引き続き実施していくということで、特段変更はございません。

第4、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視でございますが、食品安全委員会の主な業務として、食品健康影響評価に基づく施策の実施状況についての調査でございますが、例年どおり10月を目途に調査を実施し、必要に応じ、勧告、意見の申し出を行っていきたく思っております。

2といたしまして、食品安全モニターからの報告についても同様に進めていきたく思っておりますが、アンケートの調査時期は1月から2月にずらしております。

4ページの1番下から、第5、研究調査事業の関係でございます。先ほど重点事項のところでも申し上げましたけれども、来年度はロードマップの改正の年でございますので、今後5年間に委員会において推進すべき研究調査の方向性を明示するというので、ロードマップの改定を予定しております。

2といたしまして、食品健康影響評価技術研究の推進ということで、主として大学とか試験研究機関にお願いする研究事業でございます。これにつきましては、まず(1)といたしまして、2020年度の実施課題の選定を2019年度に行いますけれども、優先実施課題につきましては、改正されたロードマップを踏まえて定めるということにしておりますので、その旨記載をいたしております。

(2)(3)にございまして、30年度に終了した研究課題の事後評価、30年度に実施する研究課題の中間評価につきましても、例年どおり実施したいと思っております。また、実地指導として、会計の経理事務担当者に対する指導も例年どおり行いたいと思っております。関係府省との連携も前年と同様でございます。

3といたしまして、食品の安全性の確保に関する調査の推進ということで、主としてシンクタンク、調査会社等をお願いをして実施する調査事業でございますけれども、2020年度に行う調査事業の案件の選定につきましても、研究事業と同様、ロードマップを踏まえて定められた優先実施課題に基づいて実施をするということで進めていきたいと思っております。

6ページでございます。この研究対象課題に関する情報の公開も例年どおりでございます。また、研究調査事業のプログラム評価につきましても、例年どおり実施していきたいと考えております。

6ページの中ほどから第6、リスクコミュニケーションの推進というところがございますが、この部分については後ほど、箴島課長にバトンタッチをして御説明させていただきたいと思っております。

少し飛びまして、8ページの下の方の第7、緊急の事態への対処というところでございます。まず、緊急事態への対処ということで、食品安全委員会緊急時対応指針に基づいて適切に対応するというところは例年どおりでございます。

また、対処体制の整備ということで、平時から緊急時に備えた情報連絡体制の整備、情報の収集・整理、緊急時対応訓練を実施する等につきましては、例年どおりでございます。

9ページの3、緊急時対応訓練の実施でございますけれども、これも3つ目の議題のところで改めて御説明をさせていただきますが、緊急時対応の取りまとめとなる消費者庁と密接に連携をして、実践的な訓練を実施していきたいと思っております。2019年の4月から11月は座学ということで実務研修、12月は消費者庁と連携した確認訓練でございますが、例年どおりの実施でございます。

第8、食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用でございますが、これも例年どおり実施していきたいと思っております。

第9、国際協調の推進ということで、まず(1)といたしまして、国際会議等への委員及び事務局職員の派遣ということでございますが、例年どおり、ここに記載している国際会議に委員、専門委員又は事務局職員を派遣していきたいと考えております。また、このスケジュール以外の国際会議等にも必要に応じて委員等を派遣していきたいと思っております。

(2) 海外の研究者等の招聘についても、例年どおり実施していきたいと思っております。

最終ページ、10ページになりますが、海外の食品安全機関との連携強化ということでございます。昨年度との違いということで言いますと、今年度の計画では、デンマーク工科大学と連携強化のための検討を進めるというふうにしておりましたけれども、来年度は、デンマーク工科大学につきましても、他の国際食品安全機関等と同様に、連携強化のための会合を開催するという中にまとめさせていただいております。

また、アジア諸国の食品安全機関との連携強化のため、情報交換、連携の構築というこ

とで、来年度も引き続き取り組んでいきたいと思っております。

(4) 海外への情報発信につきましては、今年度と同様でございます。

リスクミのところににつきましては、箄島課長から御説明をさせていただきます。

○箄島情報・勧告広報課長 それでは、リスクコミュニケーション関係を御説明申し上げますが、その前に、資料2-参考2というパワーポイントの横紙の「2019年度食品安全委員会運営計画(案)リスクコミュニケーションの促進(補足資料)」というものをお開きいただけますでしょうか。

1枚おめくりいただきまして、ここで先ほどの総務課長の矢田が説明申し上げました運営計画第1(2)関係の重点事項、リスクコミュニケーション関係について、もう少し詳しく御説明申し上げます。

ここでは、リスクコミュニケーションの戦略的な実施に関しまして、重点テーマを定めるというものと、重点対象といいたしめようか、重点連携強化を行いますという2つものを記載してございます。重点テーマにつきましては、重複となりますけれども、食品の安全性の確保についての基本的な考え方、リスクアナリシスというものが1つ。それから食中毒の2つについて取り組んでまいりたいと考えております。

うち、食中毒につきましては、ここにありますとおり、5月にカンピロバクターにつきましてリスクプロファイルを、11月にノロウイルスにつきましてリスクプロファイルをそれぞれ作成しております。本年度はカンピロバクターにつきまして、このリスクプロファイルに基づきまして講座物、例えば「精講」でありますとかを開いておりますし、「みんなのための食品安全勉強会」でも食中毒関係についてテーマとして取り上げて、行ってきております。

次年度は、カンピロバクターにつきましては、もっと上流の、生産でありますとか、食鳥処理でありますとか、そういうところにターゲットを絞って行っていけないかと考えております。カンピロバクターについては、フードチェーン、生産現場から食卓に至るまで全てのところについて対応措置が講じられる必要があると思っておりますので、消費者の方々のみならず、外食産業、あるいはフードチェーンの上流に位置付けされる方々に、食品安全に係る各種の知見をお伝えしていく必要があると思っております。

そういう意味では、次年度につきましては、繰り返しになりますけれども、フードチェーンの上流の生産や食鳥処理の現場のところを対象として行えないかと考えてございます。あわせて、ノロウイルスのリスクプロファイルにつきまして、これはどちらかというところと外食産業中心になるかもしれませんが、そういう方々を対象として行っていきたくて考えております。

重点連携強化の関係でございますが、今までですと、学校教育関係者を重点対象として取り組んできておりますけれども、次年度は、それに加えて、食品関係事業者の方々も対象とさせていただきたいと考えています。その理由でございますけれども、食品関係

事業者の方々は、自らが日々、リスク管理措置を講じるとともに、お客様相談窓口を通じましてリスクコミュニケーションにも取り組んでいたり、あるいは先ほどノロで申し上げましたけれども、実行性のある措置を考えましたときには、私どものリスクプロファイルにつきまして、外食産業の方々でありますとか、あるいはカンピロバクターのように上流の生産者、食鳥処理事業者の方々にもお伝えしていく必要があるということを考えましたときには、食品関係事業者という方も重点対象としていく必要があるのではないかと考え次年度に追加させていただきたいというものでございます。

1枚めくっていただきまして、今度は運営計画、第6の関係のリスクコミュニケーションの促進についてでございます。ここは後ほどA3の資料に基づきまして御説明しますが、基本は重点対象に係る部分か、あるいは重点テーマに係る部分かという形となっております。例えば「1. 様々な手段を通じた情報の発信」のところ、2番目のFacebook・ブログでは重点テーマについてということの特記してございますし、冊子等の紙媒体のところを見ただきまして、重点テーマについてという書き方をしております。

次の「2. 『食品の安全』に関する科学的な知識の普及啓発」でございますけれども、講座のところ为重点テーマについてという書き方をしております。これらが重点テーマの関係でございます。

重点対象の関係で参りますと、ホームページのキッズボックスの関係。キッズボックスというのは、小学校5年生でありますとか、それ以上の方々を直接の対象としているものでございますけれども、学校の教育現場で、学校教育関係者の方々にキッズボックスを使って児童・生徒に説明をしていただく材料として使っていただけないかというものでございまして、そもそも学校教育関係者を重点対象としていますのは、子どもを対象として学校教育の早い段階から食品安全について理解する、知識として得られる環境を整えられないかという観点から、また、波及効果を勘案してのものでありますので、キッズボックスは学校教育関係者というよりも子どもを直接の対象としている面もありますが、学校関係ということでは重点対象の1つに入り得る。広義の重点対象として考えられるものではないかと考えております。そのキッズボックスがホームページと冊子等の紙媒体のところがございます。

それから「2. 『食品の安全』に関する科学的な知識の普及啓発」のところでは、2つ目の意見交換会、講師派遣のところ、学校教育関係者という記載が2カ所出てまいります。けれども、ここが重点対象でございます。それから、フードチェーンという部分の流通に携わる事業者につきましても食品関係新たに事業者を重点対象といたしますので、該当します。

それから「3. 関係機関・団体との連携体制の構築」につきましても、学校教育関係者云々という記載がございまして、これらが今回、取り組みを強化していく部分でございます。繰り返しとなりますが下線部につきましても、重点テーマと重点対象を中心に書いて

いるものでございます。

あと、新たに取り組むものが2つございます。1つは1. の1番下、新たな媒体というところで、活用について検討というのを入れてございますけれども、ここは今ありますホームページ、Facebook、ブログ、メールマガジン、YouTube等に加えまして、それ以外で発信できる効果的なものがないかということを検討させていただきたいというものでございます。

もう1つ新規でございますのが「2. 『食品の安全』に関する科学的な知識の普及啓発」の2つ目のポツでございますが、学校教育関係者が現場で活用しやすい教材の作成というものでございます。これはこの企画等専門調査会で、これまで高校生を対象として取り組むべきではないかでありますとか、あるいは教科書だとか副読本で食品安全について必ずしも正しい記載がなされていないものについてどう考えていくべきか等の御指摘をいただいているものを踏まえてのものでございまして、中学校、高校の学校教育の現場において活用しやすい教材が作成できないか、新たに取組んで行きたいと考えているものでございます。

これが概要でございまして、それをA3の横のもので御説明させていただきます。6ページをおあげいただけますでしょうか。左側に第6、リスクコミュニケーションの促進という記載のある部分でございます。右側が2019年度でございまして、右側を中心に御説明させていただきます。

最初のところで「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」という報告書等を踏まえまして、重点テーマをリスクアナリシス、食品安全の基本的な考え方及び食中毒として、戦略的に実施するということを記載してございます。

1、さまざまな手段を通じた情報の発信というところで、先ほど申しました新たな媒体の活用について記載しております。ホームページにつきましては、キッズボックスについて記載してございますけれども、上の方のアンダーラインは表現ぶりを変えたところでございます。キッズボックスにつきましては、掲載記事を充実させるということがございます。本年度は毎月発行するというところに取り組みしましたので、次年度はその中身をより充実していこうと。具体的には、日本栄養士会の御協力をいただきまして、教育現場でのニーズというものを把握しましたので、それを踏まえた中身を作成していこうと考えてございます。

それから、より見やすくするという点では引き続き対応してまいりますけれども、トップページのレイアウトを見直してまいりたいと思います。

左側に、ホームページをより見やすくするため、過去の情報の整理等を行うと記載してございますけれども、これは引き続き行うということで、右側の記載からは割愛しております。

Facebookにつきましては、左側を先に見ていただきたいのですが、2行目でございますが、投稿する中身として大きく3種類整理して取り組んでございます。1つは機動

的対応が必要な健康被害事案に関係するもの、2番目が季節性のある注意喚起に関するもの、それから、食品の安全に関する科学的な知識の普及等に関するもので、それらを適時適切に発信するというので、本年度、取り組んでまいりました。

次年度につきましては重点テーマが設けられますので、重点テーマを特記した形にしてございますが、発信する中身、柱につきましては変わりはありません。表現ぶりの変更だと御理解いただければと思います。

それから、Facebook、本年度のところを見ていただきますと、必要に応じて記事を英訳し、発信を行っていくというのも日々の業務として行ってまいりたいと思っていますので、右側の記載から外しているところでございます。

メールマガジンにつきましては、7ページでございますけれども、中身に変更はございません。

(4) のブログも同様でございます。

(5) 冊子等の紙媒体につきましては、本年度作成しましたもの、パンフレットでありますとかキッズボックスでございますが、総集編と申しますのは、中身を精査しまして、教育現場で使いやすいもの、お子様の関心が高そうなもの、知っておいていただきたいものを編集してつくっておりますので、それを本年度は学校教育関係者、地方公共団体、図書館等に配布いたしますけれども、次年度は意見交換会等において活用していこうということ。それから、重点テーマに関しまして、リーフレットでありますとかポスターを作成して、取り組んでいくというのが(5)でございます。

(6) YouTubeにつきましては、引き続き、「精講」と「みんなのための食品安全勉強会」の動画を掲載していく予定にしております。

左側では、動画で発信するとより理解しやすい情報については、動画用コンテンツの作成を検討するというのがございますけれども、これも引き続き取り組んでまいりますので、次年度の記載からは割愛させていただいております。

2、「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発でございます。ここは(1)と(2)に書き分けました。主体が違う点と「知識の普及啓発」に該当するかという点からで、2つに分けたところでございます。

意見交換会、講師派遣につきましては、まず重点テーマについて記載をしております。少し変更点がございますのは、それぞれ複数地域で開催するとの記載の部分です。本年度につきましては、「地方での開催も含め実施する」というものを、「複数地域で開催する」と書き方を変えてございます。これは、先ほども御説明しましたカンピロバクターにつきまして、生産や食鳥処理のところをターゲットとしてまいりますが、そうしますと生産県での開催が多くなる可能性がありますので、開催地が大都市圏ではない可能性が当然出てまいります。本年度の「地方での開催を含め」ですと、大都市が中心で地方でもという意味となりますので、次年度の取り組みが読めるように表現を変えてございます。

次に「また」のところがございますけれども、特に学校教育関係者ということで、地方

公共団体が主催する意見交換会に講師を派遣するというを新たに記載しております。取り組みの強化を行うというものでございます。その後の、学校教育関係者が現場で活用しやすい教材づくりを進めるというのは、先ほど申しました新規のものでございます。

その下、加えて、フードチェーンの一部をなす流通に携わる事業者に対して、科学的根拠に基づく情報を提供するというのは、先ほど御説明申し上げたところでございます。

さらに、過剰摂取等のおそれがあるハザードについてという部分につきましては、左側で順番をちょっと変えまして、取り組みを具体的に書き込んだというものでございますので、大きな変更はございません。

その他というところで、食の安全ダイヤルあるいは食品安全モニターからの情報についての部分につきましては、8ページ目になりますけれども、引き続き行うということで表現ぶりを少し整理してございますけれども、行う中身については変更ございません。

3、関係機関・団体との連携体制の構築でございますけれども、(1)リスク管理機関との連携は引き続き行ってまいりますので、ここは表現ぶりを少し見直ただけでございます。

(2)地方公共団体との連携も、引き続き行っていくという意味では同様でございますけれども、2行目の「また」のところでございますが、学校教育関係者に対して効果的に科学的な知見の普及啓発ができるよう、連携強化を進めるということを書いてございます。現在、学校教育関係者につきましては、食品安全委員会としまして地方公共団体と共催で意見交換会を行っているところでございますけれども、その取り組みを強化していくということに記載してございます。

更にということで、リスクコミュニケーションの成功事例の情報共有等、これを地方公共団体同士、あるいは食品安全委員会と地方公共団体ということで情報共有することによって、地方公共団体自らが行っていくリスクコミュニケーションを側面的に支援できないという観点から、ここに記載しているものでございます。

(3)マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体との連携につきましては、変更はございません。若干の表現ぶりの整理を行っているだけでございます。

(4)学術団体との連携につきましても、2行目で更なる連携強化という言葉を使ってございますが、それ以外のものについては基本、変更はございません。取り組み強化を行ってまいりたいという意思を示しているものでございます。

説明は以上でございます。

○矢田総務課長 座長、申し訳ございません。1点だけ補足させていただいてよろしいでしょうか。

○合田座長 どうぞ。

○矢田総務課長 先ほど御説明した中で、A3の紙の6ページを御覧いただけますでしょうか。上から3つ目の箱で、研究・調査事業の「プログラム評価」のところの記載、右側で4のところでございますけれども、ここの部分について若干補足させていただければと思います。

5年間の研究事業の成果を見直しまして、ロードマップを作成するということを申し上げましたけれども、それに向けて、平成30年度まではプログラム評価と新ロードマップの策定に向けてということで、各個別の研究課題についての追跡調査を行ってまいりました。今年度は、その各年度に行ってまいりました追跡調査の結果を踏まえて、この5年間の研究事業の結果がどうだったかというプログラム評価を行い、それをロードマップの作成につなげていくということで、平成31年度はプログラム評価を行うということがロードマップの策定に当たっての1つの柱になっておりますので、この点、若干補足して御説明させていただきます。

以上でございます。

○合田座長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの説明内容あるいは記載につきまして、御質問、御意見等がございましたらと思います。

まず、量が多いので項目ごとにいった方がいいと思いますけれども、資料2を見ていただいて、最初の第1項目ですね。2019年度における委員会の運営の重点事項というところで何かございますか。

鬼武さん。

○鬼武専門委員 2019年度の事業計画、重点事項のところ、私もよい文章は浮かばないのでございますけれども、例えば具体的にb.のところ、「農薬、添加物等の評価ガイドラインをつくる」と、割とすらっと書いているのですが、重点であればもう少し重み付けをしたような書き方を、例えば農薬取締法が上にあって、その再評価も含めて、農薬については評価ガイドラインは2003年、食品安全委員会ができてやっとできてくる内容でもあるので、もし強調できるのであればそのように検討していただき、更に添加物の評価、再評価は分けた書き方がいいのではないかと思います。ただ、事務局に負担が行くというのであれば別ですけれども、私は重点だとあえてこうやって特出しをしているのであれば、そういうことを含めて検討できませんか。意見を述べさせていただきました。今さっき見て気がついたのでございますけれども、どうでしょうか。

○合田座長 事務局、どうですか。

○矢田総務課長 少し工夫したいと思いますが、実はガイドラインの関係は3ペー

ジの下から2つ目、2、評価ガイドライン等の策定というところにはほぼ同じ中身が繰り返して、要するに重点事項として評価ガイドラインを策定するというのは第1のところを書いてありますし、健康影響評価のところでは評価ガイドラインをつくるということが書いてありますので、少し重複感がありますけれども、この記載されている中身であれば、少し前の方にも同じように書くということは可能だと思いますので、そこは座長とも相談の上、少しプレーアップして書かせていただきます。

○鬼武専門委員 無理のない範囲で結構ですが、多分、1番目に書いてある食品衛生法の改正で器具・容器包装はと、これは重点がわかるのですけれども、農薬とほかのところはそういうふうには重点には見えないので、見えるような書き方が私はいいと思いました。すみません。検討の程、よろしくをお願いします。

○合田座長 この点は事務局と私で調整させていただきたいと思いますが、よろしいですか。見た目からいったときに、確かに1行すらっと書かれているというのはありますね。ですから、どうして重点になったのかということも含めて書けるようにしたいと思います。

ほかに第1項はよろしいですか。

どうぞ。

○小西専門委員 事務局に確認なのですが、今のページのb.の農薬、添加物等の、添加物等の示すところは食品添加物のことですか。それとも飼料添加物も含めているのでしょうか。教えてください。

○中山評価第一課長 この等は飼料ではありません。

○小西専門委員 これは食品添加物のことですね。

○中山評価第一課長 はい。

○小西専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○合田座長 ほかによろしいですか。

それでは、次のページに行きたいと思います。次のページの第2、委員会の運営全般ということですが、これは特にあまり変更がなかった部分だと思いますが、よろしいですか。

では、これは特段の御意見がないようですので、第3、食品健康影響評価の実施の部分

について、どうでしょうか。

○小西専門委員 先ほどの議論にも絡むことなのですが、3ページ目の2の箱、評価ガイドライン等の策定に関する事で、どれくらい農水省、厚労省で評価をしているかの実態を把握していないので何とも言い難いのですが、飼料添加物についての評価をどうしているかという現時点の考え方、あるいは将来の方向性をどう考えたらいいのかとされているところです。現在はどちらかというと残留農薬、ポジティブリストに該当するような物質の直接的な移行を主体に考えていると思うのですが、むしろメタボライトといいますが、代謝物質の畜産物への蓄積も考慮したような評価ガイドラインというのは、ヨーロッパあるいは一部のアジアの国では行われていると聞いているところでして、これらについてどのように将来展望を持っておられるか。来年度の更新ということではなくて、現時点でお考えの何らかの方向感がありましたら教えていただければ。

○合田座長 事務局、お願いします。

○吉岡評価第二課長 飼料添加物につきましては、食品安全委員会ができてから既に評価をやってきておりまして、平成30年度に評価指針をつくったものでございます。飼料添加物の特徴といたしまして、栄養成分が飼料添加物であったり、あるいは抗生物質が添加物であったり、様々でございますので、それぞれの用途に応じた評価をするというのが指針の内容になっておりまして、基本的には農林水産省あるいは厚生労働省からの諮問に応じてやるということですので、引き続きやっていきたいと考えております。

○小西専門委員 ありがとうございます。

その際に、これはもちろん農水省からどう上がってくるかということですが、配合面で添加されていなくても、例えば畜産の現場で取扱いが悪くてかびが生えてしまって、そのかびが発生するかび毒のメタボライトをどうするかという問題も含めて、少し視野を広げて検討するべきかなと。すぐにガイドラインを設定するというのではなくて、評価対象に考えていくべきかなという意見も一部ございますので、将来的にはそういうことも議論していただければと思っています。よろしくお願いします。

○合田座長 どうぞ。

○吉岡評価第二課長 御意見ありがとうございます。

基本的には、リスク管理をしっかりやられるかどうかという、場合によっては現場の、あるいは飼料製造工場での問題だと思いますので、よくリスク管理機関と話をしていきたいと思っています。

○小西専門委員 ありがとうございます。

○合田座長 ほかに何かございますか。第3項ですけれども、ガイドラインの部分も含めて、よろしいですか。

それでは、第4項、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視ということですから、これは特に変更がない内容ですが、よろしいですか。

鬼武さん、どうぞ。

○鬼武専門委員 4ページ中段の「自ら評価」の②の「アレルギー物質を含む食品」の調査審議ということで、これまでの決定のところと少し書きぶりがトーンダウンをしたような記述になっているというふうに理解しています。その上で、Codex委員会では昨年開催された、食品衛生部会にて食品事業者向けの食品アレルゲン管理に関する実施規範というのが採択されて、最終的に今年7月コーデックス総会で採択される予定です。食品衛生部会のところでは、FAO/WHOにアレルゲンリスク評価に関する専門家会議の招集をリクエストして、その中で国際的に今、アレルゲン物質となっているシリアルであったり、甲殻類、卵、魚、乳、ピーナツ、大豆、ツリーナツの閾値、スレッシュホールドがどの程度になるのかというのを国際会議として招集するというのが既に決まっています。そういう情報が多分、国際的には、1つはFAO/WHOの専門家会議で動くということ。併せて、食品衛生部会に加え、今年は食品表示部会の方でもアレルゲン表示とか、いわゆる工場内でのクロスコンタクトをどのように抑えるのかという議論も始まりますので、案件に係る情報は国際的には広がると思うので、積極的に情報収集すれば、少しは食品安全委員会においても参照できる資料・情報も入手可能ではないかと思っておりますので、そういう点をぜひ考慮していただければと思います。これは情報提供です。

以上です。

○合田座長 事務局、よろしいですか。どうぞ。

○中山評価第一課長 アレルギーに関しましては、この中では若干、書き方がやわらかくなっているかもしれませんが、いろいろと評価ガイドラインを検討し、そのたたき台ができて、これまでアレルギー物質を含む食品の評価をやったことがないという中で、どういった評価書がまとめられ得るのか、情報収集した上でどう整理できるのかということ鋭意検討しているという状況でして、決して後退しているようなことはなく、更に一生懸命やっているという状況であることは御理解いただきたいと思っております。

○鬼武専門委員 わかりました。難しいということはわかりますけれども、海外の情報も

多分入ってきたり、日本は逆に言えば90年代から2000年代に書けてアレルギー表記が始まったという実績もあるので、そういう実績からして、日本サイドから出せる情報・データなり国際的に貢献できることもあるかと思いましたが、そういう点で少し情報提供させていただきます。ありがとうございます。

○合田座長 ありがとうございます。

今のところの議論は第3項の議論ですけれども、そこに戻ったということで、よろしいですね。

第4項の食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視というのは、これはよろしいですね。これは特に変更がないところです。

では、第5項、食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進について、皆様、どうでしょうか。これはロードマップを今年また作っていくという年度ですので、それに対応して文章を変えられているということですが。

○戸部専門委員 このロードマップの改正のスケジュールはどのようになっているのですか。

○合田座長 事務局、よろしいですか。

○中山評価第一課長 今、実際にこれまで実施してきた各年度の評価を踏まえまして、次年度の夏にロードマップの改正を行う予定で進めているということです。

○合田座長 よろしいですか。

○戸部専門委員 ということで、この別紙3の新規研究課題決定のスケジュールのところの9月に間に合うようにということだから、その前に、ということですかね。

○矢田総務課長 夏までに作って、秋から2020年度の案件の採択スケジュールに入っていくということかと思えます。

○戸部専門委員 ということは、これまでのロードマップにおける課題というか、引き続きその次の5年間に持ち越す課題とかということもあったりするのでしょうか。それはないのですか。

○中山評価第一課長 これまでの中でどういう課題があるか、更には5年先を見据えた場合にどういった新しいテーマに取り組むべきなのか、そういったところをいろいろ議論の

上、ロードマップの改正をしていくということで進めています。

○戸部専門委員 では、その案が出た段階で、またこの専門調査会が開催されるというイメージでよろしいでしょうか。

○矢田総務課長 このロードマップの関係は、企画等専門調査会とは別に、研究・調査企画会議という会議が食品安全委員会の下にありますので、議論はそちらで行われることになろうかと思えます。

○戸部専門委員 ありがとうございます。

○合田座長 ほかはよろしいですか。

それでは、先に行きたいと思えます。第6項でリスクコミュニケーションの促進ということで、この部分は情報・勧告広報課長からかなり詳しく説明をいただいていると思えますけれども、どうでしょうか。

どうぞ。

○有路専門委員 基本的な方向性としましては、去年と引き続き、戦略的なリスクコミュニケーションを実施していくというところで、その部分に関してはこの中身でいいのではないかと思えますが、全般的に7ページ目の2の意見交換会、あるいは講師等派遣をしていくところに関して、加えて、フードチェーンの一部をなす流通に携わる事業者に対して、科学的根拠に基づく情報を提供するというところが、先ほどの議論の中でも申し上げましたけれども、いわゆる食品衛生法の改正で事業者皆さんHACCPをとっていかなければいけないということで、農水省と厚労省から度々の説明会を受けられるようになっていくというプロセスの中で、当然ながら地方の保健所さん、あるいは農水、厚労の方々と連携をして、それぞれの役割分担というか、要は話す内容が重複するのではなくて、食品安全委員会としてはどういう内容を伝えるのかというところは事前に話をして、分担しておいた方がいいのではないかと思えます。ここはそのような調整・交渉が必要になってくるのではと思えます。

以上です。

○合田座長 事務局、今の意見は何かありますか。よろしいですか。

○箴島情報・勧告広報課長 アドバイスをどうもありがとうございます。アドバイスを踏まえまして、必要な調整等を行った上で、的確に進めてまいりたいと思えます。

○合田座長 亀井さん、どうぞ。

○亀井専門委員 日本大学の亀井です。

6 ページの 1 のところに追加された部分について伺いたいのですが、文言自体はこの記載方法でいいと思いますが、そこの意図といいますか、情報発信に当たり新たな媒体の活用というところですけども、これは今までの情報発信の方法で、やはり効果的でなかった部分があるというところからの新たな媒体を検討するというところで理解してよろしいでしょうか。

○箴島情報・勧告広報課長 ご質問ありがとうございます。ここは、より効果的に情報発信を行うためにどうあるべきかというのを考えたいと思っています。限られた人間の中で情報発信いたしますので、波及効果とか受け手側の効果も考えなければならないと思っています。それを考えましたときに、現状ですと、例えばFacebookを発信しているのですが、月に十何件出して、月に4万とか5万とかいくのですが、1件当たりでここ数年ですと7,000件とか8,000件とヒットするのがあったのですが、今はそれがちょっと落ち着いているような状況と思っています。その細かな分析はできていないのですが、連続物で、例えば食中毒で何回か分けますと、最初のうちは閲覧者数が多いのですが、2回目、3回目はちょっと落ちてくる場合があったりするのは、それをどう見るかなのですが、ひょっとしたら、毎年ずっと見られていて、また食中毒かみたいところで、1回目は見て、こういう内容だよ、そうだよねということで、2回目、3回目はある程度推定できるので、ちょっと違うテーマのときに閲覧しようかみたいなのがもしあるのだとしますと、新しい方々に知っていただく、新しい方々への働き掛けを考えなければいけませんし、特に若い方々ですとその波及効果、友達だとか周りの方々にSNSを通じて流していただくことも期待できるものですから、これらの点も含めてより効果的という観点から検討したいと考えております。

○亀井専門委員 ありがとうございます。

やはり関心をなかなか持たない方々にいかに目につくようなものを作成するかということ是非常に重要だと思いますので、できるだけ能動的なものができることよいのではないかと思います。

もう1つ、よろしいでしょうか。パワーポイントの資料で、2枚目の「2.『食品の安全』に関する科学的な知識の普及啓発」というところで、一般の方等への啓発というところでは、学校教育関係者への教材作成等が非常に重要だと思いますが、ここで想定している学校教育関係者というのは、前のページに栄養教諭ですとか家庭科教諭等と記載されていますけれども、化学物質のことですとか、あるいは健康教育といいますと、学校医ですとか学校薬剤師も学校には関わっているのではないかと思います、そういった関係者との情

報共有というのも考えておられるのでしょうか。

○合田座長 どうぞ。

○箴島情報・勧告広報課長 御質問につきましては、今、考えております学校教育関係者と申しますのは、波及効果を考えて整理したものでございます。栄養教諭や家庭科の教諭が、例えば小学校、中学校で児童に授業、もしくは給食の時間に説明をする、それから、給食だよりにいろいろ書いていただくことによって、御父兄の方々にも情報として周知できるのではないかと。そういう波及効果を考えているものでございますけれども、取り組みとしまして、今、お話がありましたように、例えば化学物質の関係でありますと薬剤師の方々が学校でお話されたり、問い合わせに回答なさることがあるならば、相互に連携して情報発信等を行うことは当然あるのだと思っています。ただし現場の実態がよくわかっていないものですから、少し勉強させていただけないかなと思っています。

○亀井専門委員 ありがとうございます。非常に波及効果というのは難しいかと思しますので、こういう教材をこのように活用すると効果的だとか、そういうことが把握できるようになっていくといいのかなと思いました。

以上です。

○合田座長 今の件で、現場にいらっしゃる両澤さんは何か御意見ありますか。よろしいですか。

○両澤専門委員 学校現場は、最新の科学的知見に基づいての食の安全に関する授業は遅れております。2019年度の事業計画を読ませていただいて、学校教育の方に力を入れていただくということでとても心強く思いました。私も本当に恥ずかしいのですが、物質規制のころの間違った情報の家庭科授業をやった経験者ですし、いまだにそれがなされているというところがありますので、家庭科の先生たちがきちんとした情報を持って授業ができるということは、大変重要なことだなと思って読ませていただきました。

子供たちがそれを学ぶことによって家庭の中で話題になるということで、私は波及効果は高いと思っています。特に食に関しては、食事をしながらとか、そういう話は家庭の中で自然と多くなされます。科学的に食の安全を考える子供たちが育つということと、お母さんたちがそれについて子供を通して学びながら、お母さん同士が雑談できるということを考えると各方面から連携して情報を出すことも必要と思います。

学校現場で子供たちが学ぶということは波及効果が高いので、こんな成功事例があったというのを共有していただくことも大事かなと思います。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○堀口委員 すみません。事務局に付け加えて。先ほど箴島課長から御説明いただきましたが、この会議には資料として上がっていないのですけれども、Facebookやブログなどについては月々どれくらい見られているかというチェックを必ずして、事務局と委員で共有しております。それで、新たな媒体というお話が出てきたところは、Facebookを始めてから非常に閲覧者も多く、現在も多い状況なのですが、当初に比べると記事の数と基本的に見ている人の数が比例しているような状況なので、ものすごく今増えているという傾向は、ここ1年は見られていません。かつ、Facebookに関して言うと、社会的にニュースなどがありましたとおり、個人情報の取扱いなどいろいろありましたので、Facebookをやめるとかいう方々も出てきているのが現状です。Facebookなどは媒体そのものを私たちが作ったものではないので、それだけでいいのかという議論が1点あります。

また、この間も大学や学校で授業をするのですけれども、学生たちに聞いてみると、Facebookをやっているのは中高年以上になっており、また、WHOもそうなのですが、インスタグラムは若い人たちもやっているし、閲覧している。ただ、詳しい情報提供にはならない。たった1枚の写真とか絵で、どんな情報を出すかということになっておりますし、Twitterは拡散するというのが重要な要素と認識していて、食品安全委員会が出す情報としてどういう媒体が適切なのか。適切でないということはないと思うのですけれども、限られた事務局のスタッフの中で、より効果的にやっていくにはどうしたらいいのか、情報・勧告広報課で精査を始めてくださっている状況です。なので、特に活用について検討というところで、何々を始めますと明記をしていないというところが1点です。

学校教育関係者は、これまでも教育委員会等に直接働き掛けることはできませんでしたが、年に1回、食品安全に係る部署の地方自治体の方々との連絡協議会を持っておりまして、そこで自治体の方々が、その教育委員会と協力をして、先ほど矢田課長からもお話がありましたが、一緒になって共催という形で開催するものについて、食品安全委員会からも時々サポートをしておりました。

また、別途、文部科学省にお話に行ったりも事務局としてはしておられますが、なかなか壁が厚く、かつ、我々のスケジュールの組み方と学校関係の組み方が違うので、なかなかまいぐあいに調整がいかないなというのを個人的には認識しているところです。

その中で、地方自治体との関係者との連絡協議会の中で、昨年も教育委員会と連携をした事例を発表していただきまして、ほかの自治体の方々に参考にしていただけるように発表をお願いしてもらいました。なので、今年度もどこまで学校関係者とやっていけるかわかりませんが、その取り組みはおさまることなく発展的にいきたいというのが1点です。

どうなるかわかりませんが、今年度、研究課題で教材づくりに関して公募課題を募集したところ、幾つかの先生方に応募をしていただきましたので、そのような研究が進んでいき、有効な教材ができ、それをどうやって使っていくかというところで、1、2年の間に今とは違う状況をつくれるように頑張っていきたいと思っております。御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

○合田座長 堀口先生、丁寧な説明をありがとうございます。
神村先生、どうぞ。

○神村専門委員 実際に子供たちあるいはその保護者が給食関係などで食品の安全のことを考えるために目にするものというのは、1番多いのは給食の献立表、お便り、その辺だろうと思います。また、若い方々が目にする積極的に取りに行く情報というのは、ほとんどクックパッドか食べログとかそういうもの。ですから、改めて食品安全委員会で何かを発信する手段を考えるよりも、そういう皆さんが取りに来る、見に来るというところにきちんとリンクしているというのが一番大事なのではないかと思っております。

○合田座長 神村先生、どうもありがとうございます。その辺も踏まえて情報の発信を考えていただければと思います。
どうぞ。

○有田専門委員 リスクコミュニケーションのさまざまな今後の取り組みについて御説明いただきまして、ありがとうございます。

私、食育の推進の専門委員というのも行っています。おっしゃったとおりに学校長の方々などは非常に苦勞をされて授業に食育を組み込んでいらっしゃるようです。カードゲームや、テレビゲーム的なリスクコミュニケーションであれば小学校、中学校の子供たちが非常に興味を持って取り組むと思うのです。化学物質のリスクコミュニケーションのゲームを十数年前に私自身も関わって作ったことがあります。そういうことでいえば非常に興味を持って、今後期待できると思っています。

ただ、1つ、リスクコミュニケーションと言ったときに、食育などと違って子供たちにどういう部分をリスクとして教えていくか。リスクをどう捉えるかということも含めて、専門家の方々がそれをツールの中に生かす形で既に研究されているとは思いますが、もしそういう1つの事例があれば教えていただきたいと思えます。

○合田座長 どうぞ。

○堀口委員 事例と言われたので、すみません。10年ほど前から厚生労働科学研究で食の

安全のリスクコミュニケーションの研究費をいただいております。その中で、今おっしゃっていただいたようなボードゲームやカードゲームをつくり、論文を書き、一応評価しております。その一部については、こども霞が関見学デーで消費者庁と連携して食品安全委員会はここ2年ほどやっておりますが、その中でボードゲームを使ったり、そういうことをしているところです。

リスクについては、確かにおっしゃるとおり、食育よりは伝えるのが難しいもので、例えば添加物でいえば、新たに加えるというイメージからしても、添加物を悪者にする訳にもいかず、非常に難しいと思っております。いい事例としては、アクリルアミドが多分一番いい事例で、人から加えられるものでもなく、自分が調理することによって発生する化学物質というところでは、リスクのバランスを捉えていくのには1ついい化学物質の材料かなと考えております。

教材につきましては、文科省の研究費をいただいております。今後、食品安全委員会等、機会がありましたらそういうところでも使っていただいて、評価をしていきたいなと思っております。

また別途、今回、研究事業に応募してくださった先生方がたくさんおられますので、そういう先生方の研究成果をぜひいろいろなところで生かしていければと考えております。

○合田座長 有田先生、よろしいですか。どうもありがとうございます。

それでは、今の第6項、リスクコミュニケーションの促進ですけれども、よろしいですか。文章的には特に現状のままでもよいということだろうと思っております。

その次の第7項、緊急事態への対処というところで、これはこの後、具体的な今年度の話があると思いますけれども、とりあえずこの方針のところを見ていただいて、運営計画としてこれで問題ないかということをお確認いただければと思います。よろしいですか。

そうすると、次に第8項、食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用の部分ですけれども、どうですか。これも特に大きな変更はないだろうと思っておりますが。常識的なことは言葉から外すというのが幾つか今回はあるようですけれども、これもよろしいですね。

その次、第9項、国際協調の推進というところで、これは具体的にどこに委員や事務局職員を派遣するかということが書かれております。その部分の変更ですけれども、それ以外は大きな変更はなかったと思っておりますが、どうですか。よろしいですか。

それでは、この運営計画の部分で文章を若干変更するところは、1ページ目、農薬、添加物等の評価ガイドラインの作成等を進めるというところについて、文章をより詳しくしていくという御意見が出まして、それは最終的に事務局と私とで調整をさせていただいて修正するというところで、皆様、よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○合田座長 では、そのようにさせていただきます。

そうしますと、時間が1時間50分ほど進みましたので、休憩をしますか。それとももう1件だけ先に進めますか。10分ほど休憩しましょうか。

それでは、4時まで休憩をするということで、4時から次の案件について開催したいと思います。

(休 憩)

○合田座長 それでは、4時になりましたので、次の議事に入りたいと思います。

議事の(3)平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画及び2019年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画についてです。事務局、説明をお願いします。

○矢田総務課長 それでは、お手元に資料3-1と3-2、2つを使って御説明させていただきます。

まず初めに「平成30年度の緊急時対応訓練の実施結果報告書(案)」と書いてあります資料3-1に基づいて御説明をさせていただきます。

1ページを開いていただきますと「はじめに」ということで、今年度実施いたしました食品安全委員会の緊急時の対応訓練の重点課題のところは枠囲みで示されております。毎年、年度初めにその年度の食品安全委員会の緊急時耐訓練計画を定めまして、それに基づきまして訓練を実施しております。今年度の訓練につきましては、枠囲みの(1)と(2)を重点課題として行いました。

中身といたしましては、当たり前のことではありますけれども、実務研修と確認訓練を実施するわけですが、そのときのポイントとして3つ掲げてございます。1つ目が①といたしまして、緊急時における初動対応を迅速かつ確実に行える体制を強化する。②といたしまして、緊急時における国民への情報提供をわかりやすく正確に、かつ迅速に行うための知識や技能を培う。③といたしまして、緊急時における組織全体の対応手順を確認し、組織全体の対応能力の向上を図るとともに、実務研修等によって習得した技術・知識のレベルを確認する。

また、次の○で緊急時において関係府省が連携を図りながら、政府全体としての初動対応を迅速かつ確実に行うことができるよう、確認訓練の内容等の決定に当たっては、消費者庁が取りまとめとなって行う関係省庁との合同訓練の内容等を踏まえることとする。

緊急時対応マニュアル等の実効性の向上のところでは、訓練の実施状況を踏まえて、必要に応じて手順書等の見直しを行う。こういうことを重点課題として実施した訳でございます。実際の中身はもう1枚めくっていただきました2ページからでございます。

今年度行った研修でございますけれども、まず1つ目の実務研修ということで、基本的

には座学の研修として、大きく（１）から（３）までの３つの研修を行っております。１つ目の緊急時対応手順研修といたしましては、実施日時のところを書いてございますように４月６日に行っております、４月１日の人事異動による転入者等を中心といたしまして、新規の転入者及び研修を過去に受講していない者、前の年に受講できなかった者を含みますけれども、こういう方を対象に実施しております。

中身といたしましては、政府全体の緊急時対応の枠組みですとか、食品安全委員会の手順書に基づく緊急時対応の手順がどうなっているか。各課の役割分担がどうなっているか。それから、実例といたしまして、平成25年末に発生した冷凍食品への農薬混入事案の対応について、講師を担当する職員から説明を行い、質疑応答を行うという形で実施しております。

（２）情報発信研修ということで、夜間や休日等にホームページ等の管理担当者が不在のときにも初動対応として情報提供を迅速に行うことができるようにするという観点から研修を実施しております、11月7日に主として係長級の事務局職員のうち、情報・勧告広報課の職員あるいは過去にこの研修を受講していない者を対象に実施したということで、食品安全委員会ホームページの「重要なお知らせ」に情報をどのように掲載するのかというようなどころを中心に講師役職員から説明を行い、質疑応答を行うという形で行っております。

（３）メディア対応研修といたしましては、例年はマスコミ関係者の方をお招きしている意見交換を含めて対応研修という形でやっておりますけれども、今年度のメディア対応研修につきましては、次のページ、３ページの１番上にございますように、社会心理学、リスクコミュニケーションの専門家ということで慶應大学の吉川先生をお招きいたしまして、講義及び意見交換等を行ったところでございます。

続きまして、確認訓練でございますけれども、緊急時における組織的な対応ということで、実動訓練という形で行っております。この確認訓練は、消費者庁が中心となりまして関係省庁の共同の訓練として実施しております。日時につきましては12月20日、午前9時半からおおむね3時ごろまで実施をいたしました。会場におきましては、食品安全委員会の委員会室、執務室において行っております、主な中身といたしましては、先に４ページをお開きいただけますでしょうか。枠で囲ってありますけれども、訓練に用いた仮想シナリオの概要ということで、一応仮想シナリオをつくりまして、こうしたシナリオに基づいて情報発信等の訓練を行っているということでございます。農薬マラチオンが冷凍カットほうれん草に混入したということで、前日の夜に厚生労働省から第1報という形でプレスリリースがされ、事案としてはスタートしておりますけれども、12月20日に更に事態が進展をするという仮定のシナリオの下で訓練を実施しているということでございます。

どういう中身で行ったかということでございますけれども、食品安全委員会は主として情報発信を担うということで、食品安全委員会としての情報発信及び、消費者庁が企画をしておりますけれども、５省庁合同での訓練ということで情報に関する総括官制度を実践

するというので、記者会見を行う前提の打ち合わせ会議までを実施するという形で実施しております。

主な結果につきまして、5ページより後に記載をしております。実施した訓練ごとの検証ということで、緊急時対応手順研修、情報発信研修、メディア対応研修、いずれにつきましても、アンケート等において本研修の内容はおおむね適当であるというような評価を参加者からいただいております。

また、メディア対応研修につきましては、講師による講義内容について特に高評価ということでございました。

主な意見といたしましては、情報発信の際に念頭に置くべき知恵として有益であった。行政文書にありがちな表現も不明瞭であることを認識した。また、リスク比較について学べるが多かったというような評価をいただいております。

(4)からは確認訓練の結果ということで、全体的には下から5行目ぐらいのところでしょうか。全体的な対応についてのところにありますとおり、おおむね混乱なくスムーズに対応できたと。それから、冒頭に関係者が一堂に会して情報発信の方向性を決めたことがよかったというような意見がございました。

また、反省点といたしましては、6ページの上の方にございますとおり、事務局内の情報共有で緊急時には同時多発的にさまざまな作業が生じるので、打ち合わせメンバーは必要最小限にして、参加メンバーが参加していないメンバーに内容を展開するという体制にすべきではないかというような反省点がありました。

また、情報提供資料、問い合わせにつきましては、作成に若干時間がかかったので、効率的に幹部のクリア等をとれるような体制をとるべきではなかったかというような意見がございました。

また、問い合わせについて、オのところにございますとおり、マスコミ役、国会議員役、一般国民役ということで、少しバックグラウンドを変えて問い合わせ等の訓練を行ったところが非常に現実的でよかったのではないかというような意見がございました。

2以下のところに重点課題ごとの検証を書いてございます。6ページの下の方から次のページにありますとおり、おおむね所期の目的を達成することができたかなと思っておりますけれども、(1)の最後にございますとおり、今年度実施した実務研修と確認訓練の2本立ての訓練体系は非常に効果的な設計ではないかと考えられましたので、この後御説明をさせていただきますけれども、来年度につきましても、今年の訓練結果を踏まえた必要な改善を行いつつ、引き続きこの2本立ての訓練を実施していきたいと考えております。

また、緊急時対応マニュアルの実効性の向上ということにつきましては、1番下の○にございますけれども、適時適切に対応することを通常から意識して対応する必要があるということで、特に情報発信につきましては日常的に緊急時以外も行っておりますので、緊急時の情報発信ということを通常から意識して対応していくことの重要性を記載させていただきます。

まとめにつきましては、今、申し上げたことを概略として書いておりますので、割愛をさせていただきます。資料3-2を御覧いただけますでしょうか。これが来年度の食品安全委員会の緊急時対応訓練計画ということでございます。基本的には今年度と同様に考えておまして、重点課題につきましても、若干のてにをはの違いはございますけれども、今年度と同様の課題を設定して訓練を実施していきたいと考えております。

また、この訓練計画の実施スケジュールといたしましても、4月の年度当初にこの計画に基づく緊急時対応訓練の詳細を決めた上で、4月、人事異動による職員に対する研修からスタートいたしまして、秋まで実務研修を3回ぐらいに分けて実施するということと、恐らく12月になると思いますけれども、関係省庁が集まっての確認訓練を実施していきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○合田座長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの説明内容、あるいは今日いただきました資料の記載内容について、御質問等がございましたら、お願いいたします。具体的にこういう訓練をやるというのは非常に有効だろうとは思いますが、今年も2本立てでやっていただけるという、実際の訓練と講習を受けるのと両方でやるということだと思っております。

では、先に神村先生。

○神村専門委員 神村でございます。

食品安全委員会の緊急時に対応される人員というのは、増減など変化がございますでしょうか。

○合田座長 人数の変化がございますかということ。

○矢田総務課長 緊急時対応を専門にやっている職員はおりませんので、人員の変化ということではないのですが、窓口になる総務課、実際の情報発信を担当する情報・勧告広報課、実際のさまざまなリスクについての知見を有する評価課が協力してやるということで、実際上やっております。

人数としては、昔、緊急時対応課というのが食品安全委員会にありましたけれども、緊急時対応課という形で全体の食品の緊急時の対応窓口というのが、消費者庁ができたときに消費者庁に移管されて、消費者庁が全体のコーディネーターになるということになりました。そういう意味で言うと、食品安全委員会の果たす役割は消費者庁の全体コーディネートの下、主として科学的知見に基づく情報発信が中心になるということで、先ほど申し上げたような訓練の内容になっているということでございまして、実際の担当職員は平時

に別の業務をやっているというか、情報発信等の業務をやっている職員が緊急時にはその業務に当たるということになろうかと思えます。

○合田座長 ありがとうございます。

それでは、戸部先生。

○戸部専門委員 毎回とても意義のある緊急時対応訓練をされていて、毎年継続的に取り組まれているのが良いと思います。4ページの上のところで、実際に事案が発生したと誤解されないようにするためにということで、この情報提供のところは、情報の作成まではされたけれども、実際に提供する場面まではされていないということですが、どの程度検証できるかはわからないですけれども、例えば私たちの消費者団体に、事前に連絡いただいて例えば限られたメールアドレスの人にそのタイミングで発信してみるとか、あるいはつくられた文章について理解できるかどうかとか、そのあたりの検証には協力できると思いますので、今後、この訓練のバリエーションとして考えていただければと思います。

○矢田総務課長 ありがとうございます。

実際に外部に出すということになると、ちょっと怖いと思う部分も思うところはあるのですけれども、我々も外へ載せてしまつて誤解が生じてはいけないということで、特定の職員のところにもメールで送付することをもって、一応、ホームページに掲載されたというふうにみなすことにして、この日の訓練は実施しました。

また、ホームページの掲載訓練のときは、どのようにやると掲載されるのだというところを実際に行う訓練は別途しております。緊急事態対応の訓練当日は、この人とこの人とこの人にメールを送ってくださいねと。そのメールを見て確認した時点で、それはホームページ等に掲載されたものと見なしますという形でとりあえずやりましたけれども、御協力の申し出は非常にありがたいと思いますので、検討させていただければと思います。

○合田座長 堀口先生。

○堀口委員 以前、訓練のとき、消費者団体の方に来ていただいていたこともあります。ただしなのですが、今回、私は参加しているわけではないので、5府庁がどのような形でされたか知りませんが、一般的に緊急時対応は、そのコンサルティングをされている会社さんたちがありまして、某大手企業の社長さんとかは年間800万円ぐらいかけてそういうトレーニングを積み重ねたりしておられます。

情報を受け取る側が評価をするというのも1つですけれども、そういうコンサルティングをされているような、今回は別にコンサルティングをされていないですけれども、講演いただいた吉川先生など、厚生労働省のリーフレットなどにコメントを出したり、いつも

厚生労働省の方にしておられる方ですし、そのような専門の方に見てもらっているかどうかというのも1つのポイントかなと思っております。

○合田座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○有田専門委員 立場を変えてロールプレイングをされて、非常によかったと、その提案は吉川先生から出されたのでしょうか。そもそもそのようなことをやってみようと思われたきっかけを教えてください。

○矢田総務課長 直接、私は吉川先生の講義を受けてまいりましたけれども、そのときにそのようなお話があったわけではありません。ただ、実際に事務局に仮想の問い合わせをする職員をつかって、問い合わせ内容を想定する際に、国会議員らしい質問であるとか、マスコミ関係者らしい質問であるとか、一般国民らしい質問とか、そういう役と内容を割り振りまして、問い合わせの電話をしてくれというのをやりました。

そのアドバイスが具体的にどこからあったのかは、現時点で承知しておらないのですが、後から対応した職員に評価を聞いたところ、非常に現実味があってよかったのではないかとということで評価をいただいています。

○合田座長 ほかによろしいですか。

それでは、きょうの資料としていただいている3-1と3-2の記載内容については、特に変更がないと理解しましたが、それでよろしいですね。

そうしますと、本件についても、最終的に親委員会に報告をする必要がございますので、その報告案については、私と事務局とで相談をして決めさせていただければと思っております。

事務局、ほかに何かございますか。

○矢田総務課長 ございません。

○合田座長 それでは、本日の議事はこれで全て終了いたしました。

次回の日程はどうなっていますか。

○矢田総務課長 来年度の事業運営計画には6月と書いてありましたが、いろいろ日程調整をさせていただいた結果、5月31日の午後の方で開催をいたしたいと思っておりますので、御予定いただければと思っております。4月の中旬くらいになりましたら、もう1度皆様に御出席の確認をさせていただきますが、今のところ5月31日を予定しております。

○合田座長 どうもありがとうございます。

ほかに何かございますか。

それでは、きょうはどうもありがとうございました。これで終了させていただきます。